

令和元年六月二十五日受領  
答弁第二二二三号

内閣衆質一九八第二二三号

令和元年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員高木鍊太郎君提出日本政策金融公庫に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高木鍊太郎君提出日本政策金融公庫に関する質問に対する答弁書

一から九までについて

株式会社日本政策金融公庫の業務における資金の貸付け及び債権の回収については、同公庫において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）等の関係法令に基づき、個別具体的な事案に応じて判断される事柄であり、政府として、お尋ねについてお答えすることは困難である。